

## 熊本県権利擁護人材育成事業実施要項

### 1 趣旨

この要項は、本県における権利擁護人材育成事業の実施について、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策等支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度をはじめとする高齢者の権利擁護の必要性が高まっている。

成年後見制度については、今後、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等に加え、身上保護等も重視した業務を行うことが望まれており、弁護士などの専門職後見人に加え、専門職後見人以外の市民による後見人（以下、「市民後見人」という。）による支援体制の構築が必要である。

このため、認知症高齢者等の権利を擁護し、福祉を増進する観点から、市町村において市民後見人をはじめとする権利擁護を担う人材を確保できる体制を整備・強化し、地域における権利擁護に向けた取組みを推進することを目的として、これらに取り組む市町村に対し、予算の範囲内で事業費補助を実施する。

### 3 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会等、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

### 4 事業内容

本事業の実施主体は、次に掲げるいずれか又は複数の事業を実施するものとする。

#### I 市民後見人の養成及び活動に関する事業

##### (1) 市民後見人養成のための研修の実施

##### ① 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

② 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

① 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

② 市民後見推進のための検討会等の実施

(3) 市民後見人の適正な活動のための支援

① 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

② 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

市民後見について、地域住民への周知、啓発（セミナー開催等）

II 法人後見を効率的に運用するための広域的な実施体制の整備

① 法人後見を広域的に実施するに当たり、調整役を務める専任職員の配置

② 法人において後見業務に従事するスタッフに対する研修、検討会等の実施

5 その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要項は、平成28年11月25日から施行する。

この要項は、平成29年6月8日から施行する。

この要項は、令和元年（2019年）7月30日から施行する。